

Title	NEDOにおける産業競争力強化に向けた知財マネジメント等の取り組みについて
Author(s)	井出, 陽子; 早野, 幸雄; 鹿戸, 俊介; 宗像, 保男
Citation	年次学術大会講演要旨集, 26: 700-704
Issue Date	2011-10-15
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/10213
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

2H06

NEDOにおける産業競争力強化に向けた知財マネジメント等の 取り組みについて

○井出 陽子、早野 幸雄、鹿戸 俊介、宗像 保男(新エネルギー・産業技術総合開発機構)

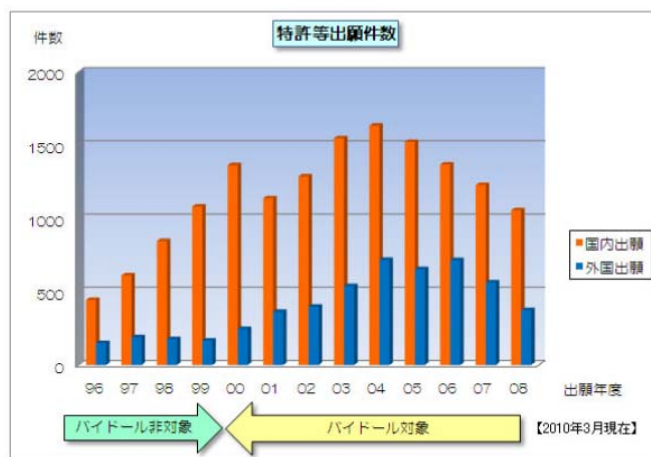
1. はじめに

新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、産学官の研究開発能力を最適に組み合わせた研究開発体制を構築して、資金供給を行い、シナジー効果を発揮させつつ国家プロジェクトを遂行している。現在日本では、「技術で勝っても事業で負ける」といわれる現状があるが、それを打開するべく、NEDOでは、国家プロジェクトについて、これまでの研究開発マネジメントに加え、国際市場獲得のための国際標準化や高い収益をもたらす知的財産の活用など研究開発後の事業化を見据えた研究開発マネジメントを目指している。

NEDOの知的財産の取り扱いについて、以前は、政府委託資金による研究開発から生まれた知的財産権を国に帰属させることになっていたが、産業活力再生特別措置法（現在では「産業技術力強化法」）が1999年に制定されたことにより、当該知的財産権の帰属を委託先の企業等に与える事が可能となった。この条項は、通称：日本版バイ・ドール法と呼ばれ、1999年10月よりNEDO委託事業にも適用を開始した。

日本版バイ・ドール法により、知的財産権を委託先に100%帰属させることで、NEDO関係の研究成果の特許出願件数が上昇した（表1）。一方、特に研究開発初期の段階から知財戦略を十分検討しなかったが故に、関係者間でのトラブルが発生してしまう、または優良な研究成果が生まれたとしても、その後海外企業等にシェアを奪われてしまう事態が発生しうる状況にある。大規模な産学官連携を特徴とするNEDOの研究開発プロジェクト（以下、「NEDOプロジェクト」という。）においても、これらの問題は喫緊の課題である。今後の我が国経済発展のためには、企業や大学、公的研究機関などが互いの強みを持ち寄りシナジー効果が発揮されるような、高度な技術開発プロジェクトを着実に実施するとともに、その成果が、成長産業の育成や雇用増大に帰結することが強く求められており、その際、知的財産の的確なハンドリングとその有効活用が鍵と考えられる。

表1. バイ・ドール法適用前後の特許出願件数の推移



2. これまでの取り組み

バイ・ドール調査

日本版バイ・ドール法に基づき、委託研究で得た知的財産権は、一定の条件を付した上で、当該実施者に帰属させている。その活用状況等を把握するため、毎年度、知的財産権に係る調査（バイ・ドール調査）を実施し、その活用状況、未活用特許の掌握に努めている。

表2. バイ・ドール特許の活用状況（平成21年度）

	自己実施	第三者にライセンス	クロスライセンス	実施予定	防衛目的 (第三者実施の牽制を目的)	実施予定なし (維持予定)	放棄予定
内訳	12.8%	4.1%	0.1%	21.0%	17.1%	41.8%	3.0%

知財マネジメント基本方針の策定

NEDOプロジェクトについて、国際市場の獲得—すなわち、技術だけでなく事業でも勝つ—のために、事業戦略、研究開発戦略、及び知財戦略・標準化戦略を三位一体とした研究開発マネジメントを目指している。特に今後NEDOプロジェクトにおいて生み出される知的財産の取り扱いやその知財マネジメントについての指針として、平成22年12月15日にNEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針（以下、「NEDO知財方針」という。）を策定した。このNEDO知財方針は以下の2点の推進を目的としている。

- ①産学官連携プロジェクトの知財マネジメントの強化を図り、国民経済へのアウトカムの最大化を目指す。
- ②未利用成果等の活用促進の強化を図り、国民経済へのアウトカムの最大化を目指す。

①の取り組みは、具体的には、以下の観点で取り組んでいる。

- 1) 知財戦略を踏まえたプロジェクト企画の強化、
- 2) 研究開発コンソーシアムにおける知財マネジメント強化、
- 3) 公募・契約段階からの知財方針の明確化、
- 4) 秘密漏洩防止、技術情報流出防止の管理の徹底、
- 5) NEDOにおける知財マネジメント及びサポート体制の強化

また、②については具体的には以下の2つを進めている。

- 1) 成果の利用実態分析の強化（バイ・ドール調査への協力義務化）、
- 2) 未利用成果等の活用促進（マッチング・システムの構築等）

以上のNEDO知財方針については、平成24年度からの本格稼働を予定している。なお、一部の事業については、先行・試行的に実施を始めている。

3. 課題と考察

サンプル・マッチング

研究開発を主として事業展開している所謂研究開発型の独立行政法人の知財方針は、自ら研究または共同研究を行う組織が多いため、主に技術移転を目的としていることが多い。一方NEDOは、自身が研究母体を持たないため、プロジェクト解散後の知的財産については、実施した企業・大学に委ねてお

り、バイ・ドール調査で（事業終了後の知的財産を）追跡する以外、プロジェクトから発出した知的財産を把握・運用する手立てをもたない。

表2のとおり、バイ・ドール法適用後NEDOプロジェクトから創出した知的財産について、平成21年度での調査によると、維持はするが実施予定がない特許が41.8%という結果になっている。これは、事業戦略的な活用の方法の検討がされずに取得し維持されている特許が全体の4割以上もあるという実態を意味しており、一層効率的な特許の運用を行える余地が窺える。特に、NEDOプロジェクトが複数企業との連名契約または研究開発コンソーシアムとの契約で実施される場合、こういった特許の活用のためには、プロジェクト開始前の段階から終了後までの知的財産の活用・戦略面まで把握し、NEDOとして有効利用を図る体制が必要と考えられる。

まず、終了したNEDOプロジェクトの成果を有効活用する観点から、第三者への開放が可能な成果（サンプル、知的財産権等）について、その成果の活用を希望するユーザとのマッチング・システムを構築し、現在、NEDOのホームページ上で公開している。これにより企業（ユーザ）とのマッチングの場を提供することで、製品化・実用化を加速させている。これまでに、81サンプルが公開され、2011年8月までに13件の照会があり、うち7件では、サンプル提供まで行われ、5件については提供者・依頼者間で作業または協議中である。今後も、利活用されていない成果について、バイ・ドール調査等の情報を用いて要因分析等を進めつつ、バイ・ドール条項の趣旨を踏まえた更なる成果促進策について検討を進める。

知的財産の取扱いについて

NEDO知財方針では、公募・契約段階からの知財方針の明確化を掲げており、今後立ち上がる新規NEDOプロジェクトについては、公募条件として、応募段階における知財方針に関する提案を求めている。特に、一つのプロジェクトに対して複数のプレーヤーがいる場合、プレーヤー間の守秘義務管理の徹底、大学等と企業間での不実施補償に係るトラブル等各種の問題を事前に防ぐと同時に、知的財産を戦略的に用いるための共通認識を事前段階からルール化する目的として、契約締結まで（又は1年以内）に知財取扱規程をプロジェクト内で決定するよう求めている。これらについては、本年度より先行・試行的に実施を始めている。

知財取扱規程が必要と考えられる、つまりプレーヤーが複数いる体制としては、

- ・連名契約でプロジェクトが完結する場合
- ・研究開発コンソーシアム型の場合

等が挙げられる。連名契約の多くは契約対象の規模が小さく、NEDOと契約者の両者間協議で知財取扱規程を取り決めることができるが、研究コンソーシアム型の場合、その体制については複数のパターンが存在する。例えば研究開発コンソーシアム型の場合、共同研究という形で実際の委託先以外の協力体制の下で研究開発が実施される場合がある。（図1）

この場合、プロジェクト体制・知財戦略の基本的な考え方及び基本計画について、NEDOプロジェクトの枠内外での整合性を持った合意形成が図られる必要がある。ただし、プロジェクトフォーメーション等の特徴を踏まえ、「高度なプロジェクトの実施と、そのアウトカムの最大化」との観点から更に有効な方法について検討・採用の余地があることも考えられ、ケースバイケースで対応する必要があり、現在実施中または新規で立ち上げるNEDOプロジェクトからのケーススタディを検討している。

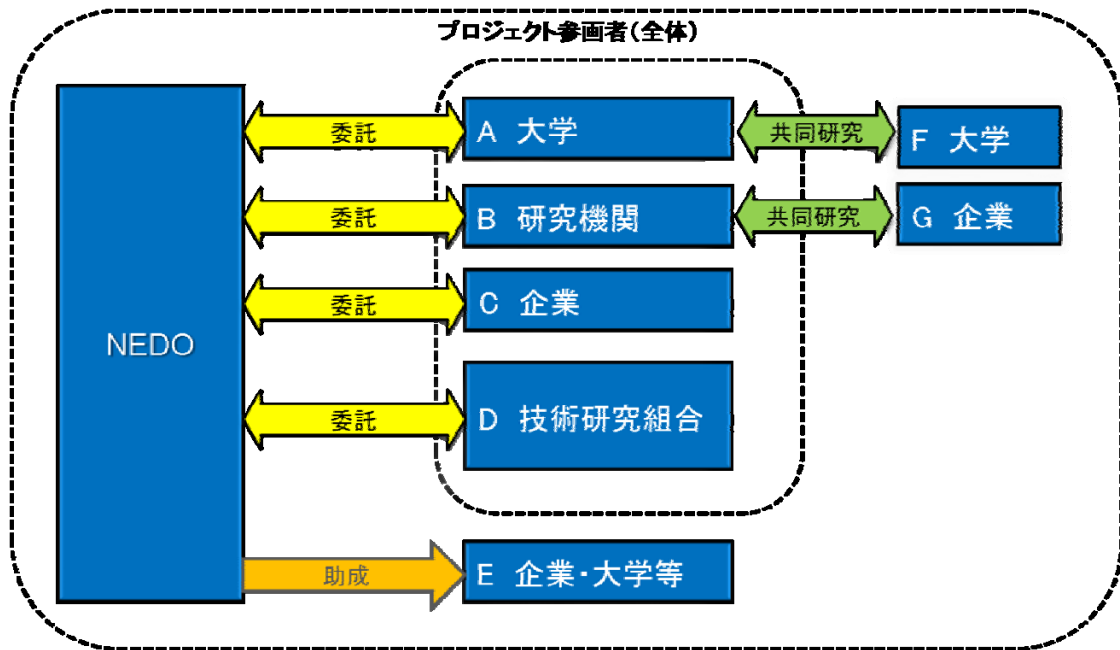


図1. 研究開発コンソーシアムの一例

知財取扱規程を具体的に取り交わすにあたっては、詳細な条項について、短期間での合意が困難な場合もある。一方で、知財取扱規程を定めるまでに時間が掛かってしまい、その間の知的財産に関するコンソーシアム内の合意がないと、秘密情報の漏洩等の問題や、研究発表が制限されないことにより特許化への障害が発生するなど、トラブルが発生することも考えられる。こういった問題を未然に防ぐため、プロジェクト開始段階で予めフォアグラウンドIPやバックグラウンドIPの帰属や取り扱い、守秘義務の取り扱い等、早めに考慮しておくべき事項についてコンソーシアム内で事前の合意が必要と考えられる。そのため、知財取扱規程を作成するにあたり、採択後から知財取扱規程の策定までの間、必要となる条項についてのみ、まずは知財取扱に関する事前合意書を取りまとめる方策等も考えられる。また、事前合意書の形式としては、知財取扱に対する認識を高めるために、チェックリスト機能を有するものが有効であると考えている。

知的財産に関する人材の導入

NEDOプロジェクトの立ち上げ段階から、出口を見据えた事業戦略を推進していくために、知財戦略や技術領域の事業戦略の両方を俯瞰し、コーディネートできる人材が必要である。現在は、特に知財管理のノウハウを必要としているNEDOプロジェクトに対し、INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）の知財プロデューサー制度を利用して、技術課題に応じた外部人材を活用している。しかし今後は、NEDO内部でもハンドリングできるよう、スキルアップ及びノウハウの蓄積が必要である。

また、NEDOプロジェクト実施にあたっては、プロジェクトリーダーの知財マネジメントに対する意識の持ち方によって、プロジェクトの知財マネジメントがうまく機能するかが左右される。従って、今後、NEDOとプロジェクトリーダー間で知財マネジメントに関する方針を確認しながら進める体制が必要である。

4. 今後の取り組みと提案

今後NEDOプロジェクトに対して、NEDOとしての体制・知財方針を明確化するために、研究開発体制に応じた知財取扱いに関するガイドラインおよび、知財取扱規程のひな型作成を進める。また、実際の運用にあたり、プロジェクトの途中脱退者または途中参加者の取り扱い等、考え得る様々な問題について洗い出しと解決の検討が必要である。さらに、PDCAサイクルの中にオープン・クローズ戦略、国際標準化戦略等の知財戦略を加味した評価方法を検討していく。

【参考文献】

NEDO 報告書「研究開発事業における知財の取り扱い状況調査」（2010）

知的財産戦略大綱（知的財産戦略会議）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html#0-3>